

その他の研究費の応募・受入状況の記入について

提案書類の各フェーズの様式における「(添付資料2.) その他の研究費の応募・受入状況」の記入にあたっては、以下を参照してください。

「競争的研究費の適正な執行に関する指針」(以下、「指針」という)に基づき、応募された研究課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために、各法人の主任研究者について必要な情報を求めることとしています。

各法人の主任研究者(委託先・共同研究先含む)が、現在受けている、あるいは申請中・申請予定の公的資金以外のその他の研究費(国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの(※))の状況(配分者名、制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート)を提案書の様式における添付資料2「その他の研究費の応募・受入状況」の【記載例】に沿って、記入してください。

(※)「その他の研究費」の範囲は、「指針」において「所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く」、とされています。民間企業については、会社法第5条において、会社がその事業とする行為及びその事業のためにする行為は商行為とする、と規定されています。従って、民間企業同士の共同研究や受託開発などは商行為に該当し、指針における「その他研究費」には含まれません。また、民間企業が社債・株式を発行して、証券市場を通じて調達した資金や、銀行などの金融機関からの借入れで調達した資金も、「その他研究費」には含まれません。

ただし、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき、NEDOや採択審査委員、共同提案する他の事業者(代表法人等)に情報開示が困難な場合など、やむを得ない事情により具体的な記載が難しい場合は、エフォートのみ提出でも可能です。この場合においても必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

主任研究者が申請時に記載する役職以外で、他機関における役職がある場合は、機関名・役職(兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。)に関する情報を【記載例】に沿って、記入してください。

研究費や所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、各法人の主任研究者が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき、所属機関に適切に報告をしている旨の誓約を記入してください。

記入内容が事実と異なる場合には、採択されても後日取り消しとなる場合があります。

公募要領に記載の「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除も併せてご参照ください。